所在不明株主の株式の競売又は売却のご通知並びに異議申出のご公告

当社は、左記の所在不明株主の株式を、競売又は売却することにしたので、これに対し異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

平成二十三年十二月一日

東京都江戸川区平井五丁目三十一番二号　株式会社丸鷲製作所
代表取締役　上條　浩一

記

株主名簿上の氏名及び住所	株式の種類及び数	株券の番号
佐藤　洋子　埼玉県和光市丸山台二―四―一一―二〇二	普通株式　一万株	無

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成 23 年 12 月１日

記

［掲載順序］
①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）
⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）
⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①栗田観光サービス　②第３種旅行業　③静岡県知事登録旅行業第３―500号　④栗田忠重　静岡県沼津市中瀬町３番33号ボナーシュモア303　⑤本社営業所　静岡県沼津市中瀬町３番33号ボナーシュモア201　⑥平成15年５月13日　⑧平成23年11月４日　⑩300万円　⑪静岡県知事　⑫静岡県沼津市中瀬町３番33号ボナーシュモア303　栗田忠重

Ｂ　①エス＆エストラベル　②第３種旅行業　③京都府知事登録旅行業第３―336号　④エス＆エストラベル　京都市左京区高野泉町40―32　代表者　塩見幸子　⑤本社営業所　京都市左京区高野泉町40―32　⑥昭和63年８月11日　⑧平成23年７月28日　⑩300万円　⑪京都府知事　⑫京都市左京区高野泉町40―32　塩見早苗

Ｂ　①日中商務旅行株式会社　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３―2570号　④日中商務旅行株式会社　大阪市中央区本町一丁目５番７号　代表取締役　木村克也　⑤本社営業所　大阪市中央区本町一丁目５番７号606号室　⑥平成22年８月30日　⑧平成23年11月４日　⑩300万円　⑪大阪府知事　⑫大阪市中央区本町一丁目５番７号　日中商務旅行株式会社　代表取締役　木村克也

Ｂ　①株式会社マルキ　②第２種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第２―2341号　④株式会社マルキ　大阪府八尾市光町１丁目58番地　代表取締役　香川義雄　⑤本社営業所　大阪府八尾市光町１丁目58番地　⑥平成17年８月11日　⑧平成23年10月12日　⑩1100万円　⑪大阪府知事　⑫大阪府八尾市光町１丁目58番地　株式会社マルキ　代表取締役　香川義雄

Ｂ　①有限会社吉野川トラベル　②第３種旅行業　③徳島県知事登録旅行業第３―129号　④有限会社吉野川トラベル　徳島県三好郡東みよし町昼間3476番地２　代表取締役　大谷京子　⑤本社営業所　徳島県三好郡東みよし町昼間3476番地２　⑥平成14年６月28日　⑧平成23年11月20日　⑩300万円　⑪徳島県知事　⑫徳島県三好郡東みよし町昼間3476番地２　有限会社吉野川トラベル　代表取締役　大谷京子

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成 23 年 12 月１日

記

［掲載順序］（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示
①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ａ　①有限会社ワールドジャイアンツ（茨城旅行センター）　②第２種旅行業　③茨城県知事登録旅行業第２―338号　④有限会社ワールド・ジャイアンツ　水戸市松が丘二丁目５番33号　代表取締役　天海輝男　⑤本社営業所　水戸市松が丘二丁目５番33号　⑥平成元年９月19日　⑦平成23年10月31日　⑧220万円　⑨1100万円

Ａ　①株式会社マルセンツーリスト　②第２種旅行業　③滋賀県知事登録旅行業第２―115号　④株式会社マルセンツーリスト　長浜市元浜町１番３号　代表清算人　高橋津由実　⑤本社営業所　長浜市元浜町１番３号　⑥昭和62年９月14日　⑦平成23年９月30日　⑧220万円　⑨1100万円

以上２件

東京都港区虎の門４丁目１番20号田中山ビルディング
社団法人全国旅行業協会
会長　二階　俊博